ウ．その他入札の適正さが阻害されると認められる場合。その他上記アまたはイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

⑵　入札参加希望者に共通の参加資格要件

①　成年被後見人、被保佐人、被補助人並びに破産者で復権を得ない者。

②　当社との設計、工事請負契約の履行に関し、現に履行遅滞になっている者でないこと。

③　倒産者又は経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

④　当該事業に係る基本設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係又は人的関係にある設計又は建設業者ではないこと。

上記の「基本設計業務等の受託者」とは、株式会社交建設計である。

⑤　国土交通省関東地方整備局から指名停止を受けている期間中でないこと。

⑥　当社との契約に関し、現に履行遅滞となっている者でないこと。

⑶　設計業務参加者の参加資格要件

①　次に掲げる資格を満たしている単独の企業又は共同企業体であること。

ア．会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

イ．建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

②　主任技術者は、一級建築士であること。

③　主任技術者は１名であること。なお、入札参加表明に係る資料提出時点において、主任技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認資料を提出することは差し支えないが、いずれの候補者についても下記④の要件を満たしていなければならない。

④　主任技術者は、平成19年以降に、次に掲げる同種又は類似施設において、設計等の技術上の管理をつかさどる立場又はそれに準ずる立場としての実績があること。施設の建築確認を取得したものであって、下記条件を満足する基本設計及び実施設計に携わったもの。

ア．建物用途：物流施設

イ．建物規模：延床面積33,000㎡以上。なお、複合用途建物の場合の延床面積は、アの用途に係る部分がその建物の過半をしめている場合には建物全体の延床面積を指すものとし、それ以外の場合にはアの用途に係る部分及びこれに付随する共用部分に係る延床面積を指すものとする。（「これに付随する共用部分」とは、当該用途に直接的かつ専用で付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。）。

ウ．階数：地上４階以上。

エ．上記建物又は上記建物とは別に免震構造建物の施工実績があること。

⑤　設計業務者は、平成19年以降に免震構造建物の確認申請を行った実績を有する事。

⑥　主となる建築設計部分を再委託しないこと。

⑦　設計業務又は業務の一部を再委託する建設コンサルタント等（以下「協力事務所」という。）は、他の参加申込者等の設計業務の協力事務所となっていないこと。

⑷　建設業務の参加資格要件

建設業務は、次に掲げる条件をすべて満たしている単体の企業、又はすべてをみたしている企業により構成される特定建設企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

①　共同企業体による場合は、次の基準で結成すること。

ア．結成方式は、自主結成とする。

イ．当該事業において、同一者が２以上の共同企業体の構成員になることはできない。

ウ．代表者は、施工能力が最大かつ出資比率が構成員中最も高い者とする。

②　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の総合評価値の通知で、最新の建築一式の総合評価点が、単体の企業による場合、又は共同企業体代表者は、1,500点以上、構成員は1,000点以上であること。

③　平成19年以降に元請として完成、引渡しが完了した、アからイに示す基準を満たす工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。）。

ア．単独の企業、又は共同企業体代表者は物流施設の建築工事一式（各種設備工事、外構工事を含む。新築の場合に限る。）において、建築面積が10,000㎡以上、延床面積33,000㎡以上。なお、複合用途建築物の場合の延床面積は、倉庫の用途に係る部分がその建物の過半を占めている場合には建物全体の面積を指し、それ以外の場合には事務所の用途に係る部分及びこれに付随する共用部分に係る延床面積を指すものとする（「これに付随する共用部分」とは、当該用途に直接的かつ専用で付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用になっている部分は含まれない。）。

イ．共同事業体の構成員は、物流施設（上記アと同じ）建築工事一式（上記アと同じ）において、延床面積15,000㎡以上。なお、複合用途建築物の場合の延床面積は、上記アと同じ。

ウ．上記建物又は上記建物とは別に免震構造建物の施工実績を有すること。

エ．上記建物又は上記建物とは別に開発当時において、複数テナントが入居利用可能な仕様として開発された賃貸目的の物流施設の施工実績があること。

④　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に経営事項審査を受けた者であること。

⑤　単独の企業、又は共同企業体の代表者は、次の各基準を満たす専任の現場代理人及び専任の監理技術者又は専任の主任技術者及び専任の工事管理者を当該工事に配置できること。

ア．現場代理人

平成19年以降に元請として完成・引渡しが完了した⑷③アに掲げる工事において、現場代理人又はこれに準ずる立場としての経験を有する者であること。

イ．監理技術者又は主任技術者

平成19年以降に元請として完成・引渡し完了した⑷③アに掲げる工事において、監理技術者、主任技術者又はそれらと実質的に同等以上の技術者として工事現場での施工経験があり、一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する者であること。なお、監理技術者については、監理技術者資格証を有する者であること。

ウ．工事管理者

隣地地権者である東海旅客鉄道株式会社との協議において、営業線近接工事による手続きが必要となった場合は東海旅客鉄道株式会社の「工事管理（新幹線）資格認定証」を有するものを配置できるようにすること。なお、工事管理者の配置予定員については、提案又は工事内容により必要がある場合には、別途提出を求めることがある。

エ．現場代理人、監理技術者又は主任技術者はそれぞれ１名であること。なお、入札参加表明に係る資料提出時点において、上記予定者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認資料を提出することは差し支えないが、いずれの候補者についても上記⑷③アの条件を満たしていなければならない。

３　入札手続等

⑴　契約担当箇所

〒151―0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷５―33―８　日本貨物鉄道株式会社　事業開発本部　開発部　東京レールゲート推進室　村尾　富浩　電話03―5367―7412

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法

平成29年10月18日から平成29年11月１日までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日午前10時から正午まで及び午後１時から午後４時まで。場所は上記３⑴会議室。なお、上記期間中同場所において交付資料を閲覧に供する。